

古賀市市民後見推進検討委員会について

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、老人福祉法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、市町村による市民後見人養成が位置づけられています。本市においても成年後見制度で新たに活躍が期待される市民後見人を、養成し活用する市民後見推進事業を行います。そこで、平成26年7月より古賀市市民後見推進検討委員会を設置し、市民後見推進の今後の方向性を検討します。

1. 委員構成

- (1) 弁護士・・・福岡県弁護士会
 - (2) 市民後見人に関して識見を有する者・・・福岡市社会福祉協議会
 - (3) 高齢者施設の職員・・・みどり苑ケアプランステーション
 - (4) 障がい者相談機関の職員・・・地域活動支援センター「みどり」
障害者生活支援センター「咲」
 - (5) 古賀市社会福祉協議会の職員
- ※ 事務局は、介護支援課（包括支援センター係）及び福祉課（障害者福祉係）

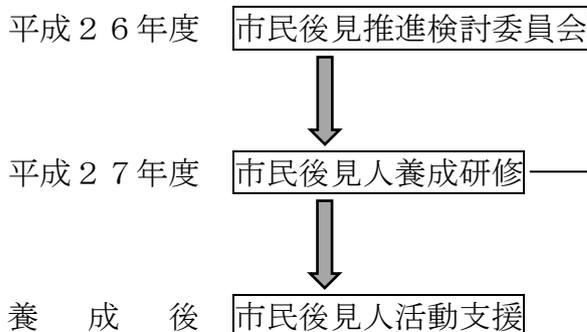
2. 検討事項

- (1) 市民後見人のあり方や活動内容に関する事項
- (2) 市民後見人養成のための研修に関する事項
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援に関する事項
- (4) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制に関する事項
- (5) その他、市民後見人の活動の推進に関する事項

3. 期間

平成26年7月22日（火）～平成26年11月予定（月1回・全5回）

4. 市民後見推進事業のスケジュール（案）



参考【国が示す基本カリキュラム】

- ①基礎研修（21時間程度）：市民後見概論、対象者理解、成年後見制度の基礎、民法の基礎、関係制度や法律、市民後見活動の実際など
- ②実務研修（20時間程度）：対人援助の基礎、家庭裁判所の役割、成年後見の実務、課題演習、体験実習、レポート作成、当該市や地域の取り組み現状など